

II. 都市計画マスタープランについて

1. 策定の経緯

本町は昭和 51 年 4 月 1 日に旧鴨方町とともに鴨方都市計画区域に指定されました。

その後、地方分権の大きな流れの中で、昭和 43 年に制定された都市計画法は、平成 12 年に改正されました。

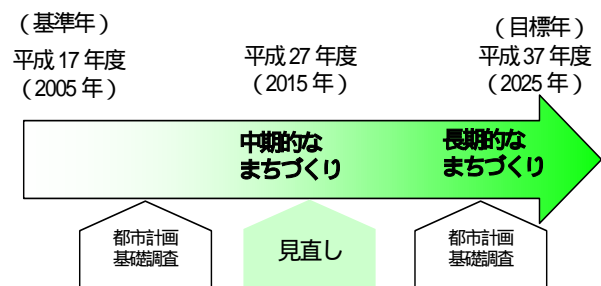
これに伴い、岡山県は平成 16 年 5 月に、広域的な見地から鴨方都市計画区域の将来目標を設定し、それを実現するための基本的な方針である「鴨方都市計画区域マスタープラン」を策定し、本町の都市づくりの大まかな位置づけが示されました。

本町においては、岡山・倉敷、福山地域の工業の発展や山陽自動車道の整備により、住宅団地や工業地が形成されてきました。今後、国道 2 号玉島笠岡道路やアクセス道路などの整備により、様々な都市づくりの発展の可能性や問題が顕在化することが予想されます。これらのことから、新たなまちづくりの方針として「里庄町都市計画マスタープラン」の策定が必要となりました。

2. 都市計画マスタープランとは

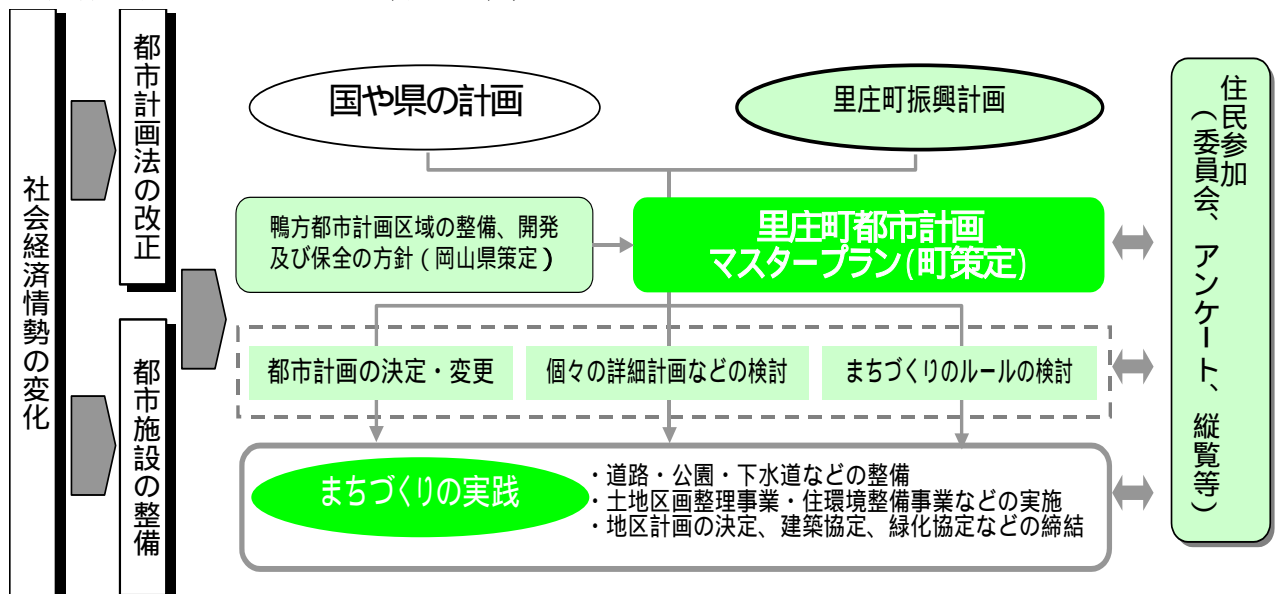
「都市計画マスタープラン」とは、都市計画法第 18 条の 2 の「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を指します。里庄町のまちづくりの理念となる「里庄町振興計画」をもとに、都市計画区域の将来像や土地利用、都市施設整備のあり方などを明確にし、おおむね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、おおむね 10 年間の都市計画の具体的な方針を策定するものです。なお、社会経済情勢の変化など、必要に応じて見直しを行います。

目標年次



都市整備の総合的な指針：今後の都市計画は、このマスタープランに沿って決められていきます。
 暮らしやすさにつながるまちづくりの指針：身近な生活環境に関連するまちづくりを目指します。
 みんなでつくる協働の指針：住民と行政が一体となって方針をつくり、実現を目指します。

マスタープランによるまちづくりのしくみ



3. 策定の流れ

